

新潟県条例第20号

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(新潟県介護保険法関係手数料条例の一部改正)

第1条 新潟県介護保険法関係手数料条例（平成10年新潟県条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の項の表示に下線が引かれた別表の項（以下この条において「移動別表項」という。）を当該移動別表項に対応する次の表の改正後の欄中別表の項の表示に下線が引かれた別表の項とする。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の項の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。）に対応する次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の項の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
(手数料の納入方法)			(手数料の納入方法)		
<p><b>第4条</b> 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、別表1の項に規定する介護支援専門員実務研修受講試験問題作成事務手数料及び同表21の項に規定する手数料並びに第2条の2第1項の規定により指定試験実施機関に納めるもの及び第2条の3第1項の規定により指定研修実施機関に納めるものにあつては、この限りでない。</p>			<p><b>第4条</b> 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、別表1の項に規定する介護支援専門員実務研修受講試験問題作成事務手数料及び同表18の項に規定する手数料並びに第2条の2第1項の規定により指定試験実施機関に納めるもの及び第2条の3第1項の規定により指定研修実施機関に納めるものにあつては、この限りでない。</p>		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
手数料を納めなければならない者	名 称	手数料の額	手数料を納めなければならない者	名 称	手数料の額
(略)			(略)		
7 法第70条の2第1項の規定により指定居宅サービス事業者の指定の更新を受けようとする者（19の項第2号に規定する場合に係る指定を併せて受けようとする者を除く。）	(略)	(略)	7 法第70条の2第1項の規定により指定居宅サービス事業者の指定の更新を受けようとする者（16の項第2号に規定する場合に係る指定を併せて受けようとする者を除く。）	(略)	(略)
(略)			(略)		
13 (略)			13 (略)		
14 法第107条第1項の規定により介護医療院の開設の許可を受けようとする者	介護医療院開設許可手数料	1件につき 62,200円			
15 法第107条第2項の規定により介護医療院の変更の許可（構造設備の変更を伴うものに限る。）を受けようとする者	介護医療院変更許可手数料	1件につき 32,600円			

とする者					
16	法第108条第1項の規定により介護医療院の開設の許可の更新を受けようとする者（前項に規定する変更の許可を併せて受けようとする者を除く。）	介護医療院 開設許可更新 新手数料	1件につき 10,300円		
17	(略)		14 (略)		
18	(略)		15 (略)		
19	(略)		16 (略)		
20	(略)		17 (略)		
21	法第115条の35第2項の規定により介護サービス情報（指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、 <u>介護医療院</u> 又は指定介護療養型医療施設において介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、 <u>介護医療院サービス</u> 又は介護療養施設サービスと一体的に提供される規則で定めるものを除く。）を公表される者	(略)	(略)	18	法第115条の35第2項の規定により介護サービス情報（指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は指定介護療養型医療施設において介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス又は介護療養施設サービスと一体的に提供される規則で定めるものを除く。）を公表される者
22	(略)		19 (略)		
23	(略)		20 (略)		
備考			備考		
21の項の介護サービス情報を公表される者が複数の介護サービスを同一の事業所において規則で定めるところにより一体的に提供している場合は、当該複数の介護サービスに係る介護サービス情報の公表を1件の公表とみなす。			18の項の介護サービス情報を公表される者が複数の介護サービスを同一の事業所において規則で定めるところにより一体的に提供している場合は、当該複数の介護サービスに係る介護サービス情報の公表を1件の公表とみなす。		

(新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

**第2条** 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成12年新潟県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の細目の号（以下この条において「移動後別表細目号」という。）に対応する次の表の改正前の欄中別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の細目の号（以下この条において「移動別表細目号」という。）が存在する場合には当該移動別表細目号を当該移動後別表細目号とし、移動後別表細目号に対応する移動別表細目号が存在しない場合には当該移動後別表細目号（以下この条において「追加別表細目号」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の号の表示及び追加別表細目号を除く。以下この条

において「改正後部分」という。)に対応する次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後		改 正 前													
別表（第2条関係） (1)～(4)（略） (5) 福祉保健部関係		別表（第2条関係） (1)～(4)（略） (5) 福祉保健部関係													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>2 介護保険法（以下この項において「法」という。）並びに新潟県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成27年新潟県条例第22号）及び新潟県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例（平成27年新潟県条例第19号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第24条第1項の規定による命令及び質問（居宅サービス又は介護予防サービスに関するものに限る、次に掲げるものを除く。次号及び第33号において同じ。） ア 法第8条第9項に規定する短期入所生活介護（特別養護老人ホーム（老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいい、法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設を除く。以下この項において同じ。）であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所生活介護の事業を行うもの又は特別養護老人ホーム、養護老人ホーム（老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。）、病院、診療所、法第8条第28項に規定する介護老人保健施設、同条第29項に規定する介護医療院若しくは同条第11項に規定する特定施設入居者生活介護若しくは法第8条の2第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設（軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		事 務	市町村	(略)		2 介護保険法（以下この項において「法」という。）並びに新潟県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成27年新潟県条例第22号）及び新潟県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例（平成27年新潟県条例第19号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第24条第1項の規定による命令及び質問（居宅サービス又は介護予防サービスに関するものに限る、次に掲げるものを除く。次号及び第33号において同じ。） ア 法第8条第9項に規定する短期入所生活介護（特別養護老人ホーム（老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいい、法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設を除く。以下この項において同じ。）であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所生活介護の事業を行うもの又は特別養護老人ホーム、養護老人ホーム（老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。）、病院、診療所、法第8条第28項に規定する介護老人保健施設、同条第29項に規定する介護医療院若しくは同条第11項に規定する特定施設入居者生活介護若しくは法第8条の2第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設（軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>2 介護保険法（以下この項において「法」という。）並びに新潟県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成27年新潟県条例第22号）及び新潟県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例（平成27年新潟県条例第19号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第24条第1項の規定による命令及び質問（居宅サービス又は介護予防サービスに関するものに限る、次に掲げるものを除く。次号及び第31号において同じ。） ア 法第8条第9項に規定する短期入所生活介護（特別養護老人ホーム（老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいい、法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設を除く。以下この項において同じ。）であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所生活介護の事業を行うもの又は特別養護老人ホーム、養護老人ホーム（老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。）、病院、診療所、法第8条第28項に規定する介護老人保健施設若しくは同条第11項に規定する特定施設入居者生活介護若しくは法第8条の2第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設（軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		事 務	市町村	(略)		2 介護保険法（以下この項において「法」という。）並びに新潟県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成27年新潟県条例第22号）及び新潟県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例（平成27年新潟県条例第19号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第24条第1項の規定による命令及び質問（居宅サービス又は介護予防サービスに関するものに限る、次に掲げるものを除く。次号及び第31号において同じ。） ア 法第8条第9項に規定する短期入所生活介護（特別養護老人ホーム（老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいい、法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設を除く。以下この項において同じ。）であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所生活介護の事業を行うもの又は特別養護老人ホーム、養護老人ホーム（老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。）、病院、診療所、法第8条第28項に規定する介護老人保健施設若しくは同条第11項に規定する特定施設入居者生活介護若しくは法第8条の2第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設（軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽	(略)
事 務	市町村														
(略)															
2 介護保険法（以下この項において「法」という。）並びに新潟県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成27年新潟県条例第22号）及び新潟県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例（平成27年新潟県条例第19号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第24条第1項の規定による命令及び質問（居宅サービス又は介護予防サービスに関するものに限る、次に掲げるものを除く。次号及び第33号において同じ。） ア 法第8条第9項に規定する短期入所生活介護（特別養護老人ホーム（老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいい、法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設を除く。以下この項において同じ。）であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所生活介護の事業を行うもの又は特別養護老人ホーム、養護老人ホーム（老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。）、病院、診療所、法第8条第28項に規定する介護老人保健施設、同条第29項に規定する介護医療院若しくは同条第11項に規定する特定施設入居者生活介護若しくは法第8条の2第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設（軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽	(略)														
事 務	市町村														
(略)															
2 介護保険法（以下この項において「法」という。）並びに新潟県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成27年新潟県条例第22号）及び新潟県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例（平成27年新潟県条例第19号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第24条第1項の規定による命令及び質問（居宅サービス又は介護予防サービスに関するものに限る、次に掲げるものを除く。次号及び第31号において同じ。） ア 法第8条第9項に規定する短期入所生活介護（特別養護老人ホーム（老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいい、法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設を除く。以下この項において同じ。）であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所生活介護の事業を行うもの又は特別養護老人ホーム、養護老人ホーム（老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。）、病院、診療所、法第8条第28項に規定する介護老人保健施設若しくは同条第11項に規定する特定施設入居者生活介護若しくは法第8条の2第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設（軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽	(略)														

費老人ホームをいう。以下この項において同じ。)を除く。)(以下この項において「特別養護老人ホーム等」と総称する。)に併設される指定短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるものにおいて行われるものに限る。)に関するもの

イ～カ (略)

(2) (略)

(3) 法第70条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定(第1号アからウまでに掲げるものを除く。第9号から第18号までにおいて同じ。)

(4)～(7) (略)

(8) 法第72条の2第1項ただし書の規定による申出の受理(第1号アに掲げるものを除く。)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

(14) (略)

(15) (略)

(16) (略)

(17) (略)

(18) (略)

(19) (略)

(20) 法第115条の2第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定(第1号エからカまでに掲げるものを除く。第22号から第32号までにおいて同じ。)

(21) 法第115条の2の2第1項ただし書の規定による申出の受理(第1号エに掲げるものを除く。)

(22) (略)

(23) (略)

(24) (略)

(25) (略)

(26) (略)

(27) (略)

(28) (略)

(29) (略)

(30) (略)

(31) (略)

(32) (略)

(33) (略)

において同じ。)を除く。)(以下この項において「特別養護老人ホーム等」と総称する。)に併設される指定短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるものにおいて行われるものに限る。)に関するもの

イ～カ (略)

(2) (略)

(3) 法第70条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定(第1号アからウまでに掲げるものを除く。第8号から第18号までにおいて同じ。)

(4)～(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

(14) (略)

(15) (略)

(16) (略)

(17) (略)

(18) (略)

(19) 法第115条の2第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定(第1号エからカまでに掲げるものを除く。次号から第30号までにおいて同じ。)

(20) (略)

(21) (略)

(22) (略)

(23) (略)

(24) (略)

(25) (略)

(26) (略)

(27) (略)

(28) (略)

(29) (略)

(30) (略)

(31) (略)

(略)	(略)
(6)～(9) (略)	(6)～(9) (略)

(新潟県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部改正)

**第3条** 新潟県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例（平成27年新潟県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(趣旨)	(趣旨)
<b>第1条</b> この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第54条第1項第2号、法第115条の2第2項第1号（法第115条の11において準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）、 <u>法第115条の2の2第1項各号並びに法第115条の4第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法並びに指定介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定めるものとする。</u>	<b>第1条</b> この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第54条第1項第2号、法第115条の2第2項第1号（法第115条の11において準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）並びに法第115条の4第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法並びに指定介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定めるものとする。
(設備及び備品等)	(設備及び備品等)
<b>第20条</b> 基準省令第132条第3項（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては基準省令第153条第3項、 <u>共生型介護予防短期入所生活介護事業所にあつては基準省令第165条第1号、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所にあつては基準省令第183条第1項</u> ）に規定する設備及び備品等は、利用者へのサービスの向上及び介護予防短期入所生活介護従業者の業務の負担の軽減を図るため、常に技術の進歩に配慮して備えるよう努めなければならない。	<b>第20条</b> 基準省令第132条第3項（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては基準省令第153条第3項、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所にあつては基準省令第183条第1項）に規定する設備及び備品等は、利用者へのサービスの向上及び介護予防短期入所生活介護従業者の業務の負担の軽減を図るため、常に技術の進歩に配慮して備えるよう努めなければならない。
(非常災害対策)	(非常災害対策)
<b>第21条</b> 指定介護予防短期入所生活介護事業者、 <u>共生型介護予防短期入所生活介護事業者及び基準該当介護予防短期入所生活介護事業者</u> （次条及び第23条において「指定介護予防短期入所生活介護事業者等」という。）は、指定介護予防短期入所生活介護事業所、 <u>共生型介護予防短期入所生活介護事業所又は基準該当介護予防短期入所生活介護事業所</u> （第24条において「指定介護予防短期入所生活介護事業所等」という。）の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、火災、地震、風水害、津波その他の非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。	<b>第21条</b> 指定介護予防短期入所生活介護事業者及び基準該当介護予防短期入所生活介護事業者（次条及び第23条において「指定介護予防短期入所生活介護事業者等」という。）は、指定介護予防短期入所生活介護事業所又は基準該当介護予防短期入所生活介護事業所（第24条において「指定介護予防短期入所生活介護事業所等」という。）の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、火災、地震、風水害、津波その他の非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

<p>(記録の整備)</p> <p><b>第22条</b> 指定介護予防短期入所生活介護事業者等は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護、<u>共生型介護予防短期入所生活介護</u>又は基準該当介護予防短期入所生活介護の提供に関する基準省令第141条第2項各号(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者にあつては基準省令第159条において読み替えて準用する基準省令第141条第2項各号、<u>共生型介護予防短期入所生活介護事業者にあつては基準省令第166条において読み替えて準用する基準省令第141条第2項各号</u>、基準該当介護予防短期入所生活介護事業者にあつては基準省令第185条において読み替えて準用する基準省令第141条第2項各号)に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p>	<p>(記録の整備)</p> <p><b>第22条</b> 指定介護予防短期入所生活介護事業者等は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護又は基準該当介護予防短期入所生活介護の提供に関する基準省令第141条第2項各号(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者にあつては基準省令第159条において読み替えて準用する基準省令第141条第2項各号、基準該当介護予防短期入所生活介護事業者にあつては基準省令第185条において読み替えて準用する基準省令第141条第2項各号)に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p>
--	--

(新潟県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

**第4条** 新潟県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成27年新潟県条例第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第42条第1項第2号、法第70条第2項第1号(法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)、<u>法第72条の2第1項各号</u>並びに法第74条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定居宅サービス事業者の指定に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(設備及び備品等)</p> <p><b>第5条</b> 指定訪問介護、<u>共生型訪問介護</u>又は基準該当訪問介護(次条において「指定訪問介護等」という。)の提供に必要な設備及び備品等は、利用者へのサービスの向上及び訪問介護員等の業務の負担の軽減を図るため、常に技術の進歩に配慮して備えるよう努めなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p><b>第6条</b> 指定訪問介護事業者、<u>共生型訪問介護事業者</u>及び基準該当訪問介護事業者(次条において「指定訪問介護事業者等」という。)は、利用者に対する指定訪問介護等の提供に関する基準省令第39条第2項各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p>	<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第42条第1項第2号、法第70条第2項第1号(法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)並びに法第74条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定居宅サービス事業者の指定に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(設備及び備品等)</p> <p><b>第5条</b> 指定訪問介護又は基準該当訪問介護(次条において「指定訪問介護等」という。)の提供に必要な設備及び備品等は、利用者へのサービスの向上及び訪問介護員等の業務の負担の軽減を図るため、常に技術の進歩に配慮して備えるよう努めなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p><b>第6条</b> 指定訪問介護事業者及び基準該当訪問介護事業者(次条において「指定訪問介護事業者等」という。)は、利用者に対する指定訪問介護等の提供に関する基準省令第39条第2項各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p>

(通所介護計画の変更)

**第22条** 指定通所介護事業所、共生型通所介護事業所又は基準該当通所介護事業所(次条において「指定通所介護事業所等」という。)の管理者は、通所介護計画の作成後、当該通所介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該通所介護計画の変更を行うものとする。

2 (略)

(非常災害対策)

**第23条** 指定通所介護事業者、共生型通所介護事業者及び基準該当通所介護事業者(次条及び第25条において「指定通所介護事業者等」という。)は、指定通所介護事業所等の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、火災、地震、風水害、津波その他の非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(記録の整備)

**第24条** 指定通所介護事業者等は、利用者に対する指定通所介護、共生型通所介護又は基準該当通所介護の提供に関する基準省令第104条の3第2項各号(共生型通所介護事業者にあつては、基準省令第105条の3において読み替えて準用する基準省令第104条の3第2項各号)に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(設備及び備品等)

**第31条** 基準省令第124条第3項(ユニット型指定短期入所生活介護事業所にあつては基準省令第140条の4第3項、共生型短期入所生活介護事業所にあつては基準省令第140条の14第1号、基準該当短期入所生活介護事業所にあつては基準省令第140条の30第1項)に規定する設備及び備品等は、利用者へのサービスの向上及び短期入所生活介護従業者の業務の負担の軽減を図るため、常に技術の進歩に配慮して備えるよう努めなければならない。

(非常災害対策)

**第32条** 指定短期入所生活介護事業者、共生型短期入所生活介護事業者及び基準該当短期入所生活介護事業者(第34条及び第35条において「指定短期入所生活介護事業者等」という。)は、指定短期入所生活介護事業所、共生型短期入所生活介護事業所又は基準該当短期入所生活介護事業所(次条において「指定短期入所生活介護事業所等」という。)

(通所介護計画の変更)

**第22条** 指定通所介護事業所又は基準該当通所介護事業所(次条において「指定通所介護事業所等」という。)の管理者は、通所介護計画の作成後、当該通所介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該通所介護計画の変更を行うものとする。

2 (略)

(非常災害対策)

**第23条** 指定通所介護事業者及び基準該当通所介護事業者(次条及び第25条において「指定通所介護事業者等」という。)は、指定通所介護事業所等の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、火災、地震、風水害、津波その他の非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(記録の整備)

**第24条** 指定通所介護事業者等は、利用者に対する指定通所介護又は基準該当通所介護の提供に関する基準省令第104条の3第2項各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(設備及び備品等)

**第31条** 基準省令第124条第3項(ユニット型指定短期入所生活介護事業所にあつては基準省令第140条の4第3項、基準該当短期入所生活介護事業所にあつては基準省令第140条の30第1項)に規定する設備及び備品等は、利用者へのサービスの向上及び短期入所生活介護従業者の業務の負担の軽減を図るため、常に技術の進歩に配慮して備えるよう努めなければならない。

(非常災害対策)

**第32条** 指定短期入所生活介護事業者及び基準該当短期入所生活介護事業者(第34条及び第35条において「指定短期入所生活介護事業者等」という。)は、指定短期入所生活介護事業所又は基準該当短期入所生活介護事業所(次条において「指定短期入所生活介護事業所等」という。)の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、火災、地震、

の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、火災、地震、風水害、津波その他の非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(記録の整備)

**第34条** 指定短期入所生活介護事業者等は、利用者に対する指定短期入所生活介護、共生型短期入所生活介護又は基準該当短期入所生活介護の提供に関する基準省令第139条の2第2項各号(ユニット型指定短期入所生活介護事業者にあつては基準省令第140条の13において読み替えて準用する基準省令第139条の2第2項各号、共生型短期入所生活介護事業者にあつては基準省令第140条の15において読み替えて準用する基準省令第139条の2第2項各号)に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

風水害、津波その他の非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(記録の整備)

**第34条** 指定短期入所生活介護事業者等は、利用者に対する指定短期入所生活介護又は基準該当短期入所生活介護の提供に関する基準省令第139条の2第2項各号(ユニット型指定短期入所生活介護事業者にあつては、基準省令第140条の13において読み替えて準用する基準省令第139条の2第2項各号)に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

**第5条** 新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成27年新潟県条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第30条第1項第2号イ、法第36条第3項第1号(法第37条第2項及び法第41条第4項において準用する場合を含む。)、<u>法第41条の2第1項各号並びに法第43条第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス、<u>共生型障害福祉サービス</u>及び基準該当障害福祉サービスの事業(以下「指定障害福祉サービスの事業等」という。))の人員、設備及び運営並びに指定障害福祉サービス事業者の指定に関する基準を定めるものとする。</u></p> <p>(健康管理)</p> <p><b>第6条</b> 指定障害福祉サービス事業者(生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者に限る。)、<u>共生型障害福祉サービス事業者(生活介護、短期入所又は自立訓練に係る共生型障害福祉サービスの事業を行う者に限る。)</u>、基準該当障害福祉サービス事業者(基準該当障害福祉サービスの事業を行う者をいう。以下同じ。)(就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行う者に限る。))及び特定基準該当障害福祉サービス事業者は、常に利用者の健康の状況に注意す</p>	<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第30条第1項第2号イ、法第36条第3項第1号(法第37条第2項及び法第41条第4項において準用する場合を含む。)<u>並びに法第43条第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスの事業(以下「指定障害福祉サービスの事業等」という。))の人員、設備及び運営並びに指定障害福祉サービス事業者の指定に関する基準を定めるものとする。</u></p> <p>(健康管理)</p> <p><b>第6条</b> 指定障害福祉サービス事業者(生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者に限る。)、基準該当障害福祉サービス事業者(基準該当障害福祉サービスの事業を行う者をいう。以下同じ。)(就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行う者に限る。))及び特定基準該当障害福祉サービス事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康診断を受けることの勧奨その他の健康保持のための適切な措置を講じなければならない。</p>



るとともに、健康診断を受けることの勧奨その他の健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

(運営規程)

**第7条** 指定障害福祉サービス事業者、共生型障害福祉サービス事業者、基準該当障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護又は就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行う者に限る。）及び特定基準該当障害福祉サービス事業者は、当該指定障害福祉サービス、共生型障害福祉サービス、基準該当障害福祉サービス又は特定基準該当障害福祉サービスの事業を行う事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

(1)・(2) (略)

(非常災害対策)

**第8条** 指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、就労定着支援又は自立生活援助に係る指定障害福祉サービスの事業のみを行う者を除く。）、共生型障害福祉サービス事業者（居宅介護又は重度訪問介護に係る共生型障害福祉サービスの事業のみを行う者を除く。）、基準該当障害福祉サービス事業者（就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行う者に限る。）及び特定基準該当障害福祉サービス事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、当該指定障害福祉サービス、共生型障害福祉サービス、基準該当障害福祉サービス又は特定基準該当障害福祉サービスの事業を行う事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、火災、地震、風水害、津波その他の非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知しなければならない。

(暴力団等の排除)

**第9条** 指定障害福祉サービス事業者、共生型障害福祉サービス事業者、基準該当障害福祉サービス事業者及び特定基準該当障害福祉サービス事業者は、その事業の運営について、新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第3条に規定する基本理念にのっとり、同条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除しなければならない。

(運営規程)

**第7条** 指定障害福祉サービス事業者、基準該当障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護又は就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行う者に限る。）及び特定基準該当障害福祉サービス事業者は、当該指定障害福祉サービス、基準該当障害福祉サービス又は特定基準該当障害福祉サービスの事業を行う事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

(1)・(2) (略)

(非常災害対策)

**第8条** 指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、就労定着支援又は自立生活援助に係る指定障害福祉サービスの事業のみを行う者を除く。）、基準該当障害福祉サービス事業者（就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行う者に限る。）及び特定基準該当障害福祉サービス事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、当該指定障害福祉サービス、基準該当障害福祉サービス又は特定基準該当障害福祉サービスの事業を行う事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、火災、地震、風水害、津波その他の非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知しなければならない。

(暴力団等の排除)

**第9条** 指定障害福祉サービス事業者、基準該当障害福祉サービス事業者及び特定基準該当障害福祉サービス事業者は、その事業の運営について、新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第3条に規定する基本理念にのっとり、同条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除しなければならない。

(新潟県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

**第6条** 新潟県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成27年新潟県条例

第28号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第21条の5の4第1項第2号、法第21条の5の15第3項第1号(法第21条の5の16第4項において準用する場合を含む。)、<u>法第21条の5の17第1項各号並びに法第21条の5の19第1項及び第2項の規定に基づき、指定通所支援、共生型通所支援及び基準該当通所支援の事業(以下「指定通所支援の事業等」という。)の人員、設備及び運営並びに指定障害児通所支援事業者の指定に関する基準を定めるものとする。</u></p> <p>(運営規程)</p> <p><b>第5条</b> <u>指定障害児通所支援事業者等、共生型障害児通所支援事業者及び基準該当通所支援事業者</u>(基準該当通所支援の事業を行う者をいう。以下同じ。)は、指定通所支援、<u>共生型障害児通所支援又は基準該当通所支援の事業を行う事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(非常災害対策)</p> <p><b>第6条</b> <u>指定障害児通所支援事業者等(指定居宅訪問型児童発達支援事業者及び指定保育所等訪問支援事業者を除く。)、共生型障害児通所支援事業者及び基準該当通所支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、指定通所支援、共生型障害児通所支援又は基準該当通所支援の事業を行う事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、火災、地震、風水害、津波その他の非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知しなければならない。</u></p> <p>(暴力団等の排除)</p> <p><b>第7条</b> <u>指定障害児通所支援事業者等、共生型障害児通所支援事業者及び基準該当通所支援事業者は、その事業の運営について、新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第3条に規定する基本理念にのっとり、同条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除しなければならない。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第21条の5の4第1項第2号、法第21条の5の15第3項第1号(法第21条の5の16第4項において準用する場合を含む。)並びに<u>法第21条の5の18第1項及び第2項の規定に基づき、指定通所支援及び基準該当通所支援の事業(以下「指定通所支援の事業等」という。)の人員、設備及び運営並びに指定障害児通所支援事業者の指定に関する基準を定めるものとする。</u></p> <p>(運営規程)</p> <p><b>第5条</b> 指定障害児通所支援事業者等及び基準該当通所支援事業者(基準該当通所支援の事業を行う者をいう。以下同じ。)は、指定通所支援又は基準該当通所支援の事業を行う事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(非常災害対策)</p> <p><b>第6条</b> 指定障害児通所支援事業者等(指定居宅訪問型児童発達支援事業者及び指定保育所等訪問支援事業者を除く。)及び基準該当通所支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、指定通所支援又は基準該当通所支援の事業を行う事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、火災、地震、風水害、津波その他の非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知しなければならない。</p> <p>(暴力団等の排除)</p> <p><b>第7条</b> 指定障害児通所支援事業者等及び基準該当通所支援事業者は、その事業の運営について、新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第3条に規定する基本理念にのっとり、同条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除しなければならない。</p>

## 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例並びに地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（平成30年新潟県条例第21号。以下「医療介護総合確保法整理条例」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（平成30年新潟県条例第25号。以下「障害者総合支援法及び児童福祉法整理条例」という。）に同一の条例の規定についての改正がある場合において、当該改正が同一の日に施行されるときは、当該条例の規定は、医療介護総合確保法整理条例及び障害者総合支援法及び児童福祉法整理条例によってまず改正され、次いでこの条例によって改正されるものとする。